

関西広域連合における後援名義の使用及び共催並びに賞状の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、関西広域連合（以下「広域連合」という。）が他の公的機関、各種の団体等（以下「団体等」という。）が行う行事（以下「行事」という。）について、後援名義の使用及び共催並びに賞状を交付する場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援の基準)

第2条 後援名義の承認は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 広域連合の施策に、密接に関連し、又は寄与するものであると認められること。
- (2) 政治活動、宗教活動等に関するものでないこと。
- (3) 広域連合の構成団体の住民一般を対象とするものであること。
- (4) 団体等の宣伝又は営利を目的とするものではないこと。
- (5) 暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれがないこと。
- (6) 公共の福祉その他法令、条例等の規定に反するものではないこと。

(承認の申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記様式第1号）により広域連合長に申請しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の目的
- (3) 行事の実施日時又は実施期間
- (4) 行事の実施場所
- (5) 行事を主催する団体の名称及び所在地並びに代表者又は行事の責任者の氏名
- (6) 行事に参加する予定の対象者の範囲及び人員数
- (7) 行事に係る料金の徴収の有無
- (8) 広域連合以外に後援を依頼する団体の名称
- (9) その他必要な事項

2 前項の申請書には、行事の内容が明らかとなる資料等を添付しなければならない。

(承認の通知)

第4条 広域連合長は、第2条の承認をしたときは、その旨を通知書（別記様式第2号）により、前条第1項の規定による申請をした者に対し通知するものとする。

(承認の取消し)

第5条 広域連合長は、第2条の承認を行った後、行事が同条に規定する基準に該当しなくなった場合又は該当しないことが明らかになった場合は、当該承認を取り消すものとする。

(実施報告)

第6条 第2条の承認を受けた者は、行事が終了した後、第3条第1項各号に規定する事項に係る実施報告書（別記様式第3号）により、速やかに広域連合長に報告し

なければならない。

(共催の基準)

第7条 共催の承認は、行事が第2条各号のいずれにも該当し、かつ、行事に広域連合が積極的に関与することが必要であると認められるものについて行うものとする。

(賞状の交付の基準)

第8条 賞状の交付の承認は、行事が第2条各号のいずれにも該当し、かつ、行事に関し広く募集が行われ、客観的な基準により団体等において適正に審査が行われていると認められるものについて行うものとする。

(共催及び賞状の交付に関する準用)

第9条 第3条から第6条までの規定は、共催及び賞状の交付に係る手続について準用する。

(事務の所管)

第10条 第2条から前条までに規定する事務は、本部事務局において行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事務は、行事に関連する事務を所管する事務局において行う。

- (1) 第3条の規定による承認の申請の受理及び本部事務局への進達
- (2) 第4条の規定による申請者への承認の通知
- (3) 第5条の規定による申請者への承認の取消しの通知
- (4) 第6条の規定による実施報告の受理及び本部事務局への進達

3 前項各号は、前条の規定により準用する事務についても適用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援名義の使用及び共催並びに賞状の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の関西広域連合の後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状の交付に関する要綱第3条第1項及び第3項並びに別記様式第1号の規定は、平成23年4月1日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出する申請書については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の関西広域連合の後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状の交付に関する要綱別記様式第2号の規定は、平成26年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月16日から施行する。

2 改正後の関西広域連合の後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状の交付に関する要綱別記様式第1号及び第2号の規定は、令和元年12月16日以後の申請

について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の関西広域連合の後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状の交付に関する要綱別記様式第1号及び第3号の規定は、令和3年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の関西広域連合の後援名義の使用及び共催に係る承認並びに賞状の交付に関する要綱第3条、第10条及び別記様式第1号の規定は、令和5年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の関西広域連合における後援名義の使用及び共催並びに賞状の交付に関する要綱第1条、第8条、第9条及び第11条並びに別記様式第1号、第2号及び第3号の規定は、令和7年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

関西広域連合広域連合長 様

団体等の所在地
団体等の名称
代表者の職・氏名

後援名義の使用
共催の承認について（依頼）
賞状の交付

下記の行事を開催するに当たり、標記の件について承認をいただきたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

行事の名称			
行事の目的			
行事の実施日時又は 実施期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）		
行事の実施場所			
行事を主催する団体等 の名称（共催を含む。）		行事の責任 者の氏名	
行事に参加する予定 の対象者の範囲		参加予定人 員数	人
行事に係る料金の徴 収の有無	有 ・ 無（有の場合 料金の額 円）		
広域連合以外に後援を 依頼する団体の名称			
賞状の必要枚数	枚		
賞状の授与日	年 月 日	授与予定者	
関西広域連合シンボ ルマークの使用の有無	有 ・ 無 （有の場合 媒体の形式・数量 ）		
連絡先	郵便番号、団体等の所在地及び名称、担当者の職名、氏 名及び電話番号		

備考

1 遵守すべき事項

- (1) 政治活動、宗教活動等をしないこと。
- (2) 団体等の宣伝又は営利を目的としないこと。
- (3) 暴力行為又は迷惑行為を伴わないこと。
- (4) 公共の福祉その他法令、条例等の規定に反しないこと。

2 添付する書類

- (1) 行事の説明書（実施要領、募集要項等）
- (2) 収支予算書（入場料、参加料及び出展料等の料金を徴収する場合に添付）
- (3) 団体等の概要（国及び地方公共団体は除く。）
- (4) 関西広域連合シンボルマークを使用する場合は、掲載媒体見本等デザインや配色の内容が分かるもの（「関西広域連合シンボルマーク使用ガイドライン」を遵守すること。）

様式第2号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

関西広域連合広域連合長



後援名義の使用
共 催の承認について（通知）
賞状の交付

年 月 日付けで申請のあった に係る後援
名義の使用（共催・賞状の交付）について、承認します。

本承認後に事業の変更があった場合は、直ちに届け出てください。

下記の遵守すべき事項に反することとなった場合には、承認を取り消す場合があります。

なお、関西広域連合シンボルマークを使用する場合は「関西広域連合シンボルマーク使用ガイドライン」を遵守してください。

また、行事の終了後は、別紙の実施報告書（様式第3号）を速やかに提出してください。

記

遵守すべき事項

- (1) 政治活動、宗教活動等をしないこと。
- (2) 団体等の宣伝又は営利を目的としないこと。
- (3) 暴力行為又は迷惑行為を伴わないこと。
- (4) 公共の福祉その他法令、条例等の規定に反しないこと。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

関西広域連合広域連合長 様

団体等の所在地
団体等の名称
代表者の職・氏名

実施報告書

後援名義の使用
貴広域連合から共 催の承認を受けて開催した行事について、下記
賞状の交付
のとおり実施結果を報告いたします。

記

行事の名称	
行事の目的	
行事の実施日時又は 実施期間	年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）
行事の実施場所	
行事を主催する団体等 の名称（共催を含む。）	
行事の参加人員数	人
広域連合以外の後援 した団体の名称	
賞状の授与先	
実施の状況（行事に 参加した者の状況 等）	

備考

添付する書類

- (1) 行事の説明書（当日のプログラム、行事の様子がわかる資料等）
- (2) 収支決算書（入場料、参加料及び出展料等の料金を徴収した場合に添付）